浜田市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、次のとおり浜田市長職務代理者を設置するので告示します。

令和8年10月14日

浜田市長　三　浦　大　紀

1　浜田市長職務代理者の職名及び氏名

浜田市副市長　江　角　　学

2　職務代理期間

令和8年11月1日から同月23日まで

3　公印

職務代理者が使用する公印（以下「職務代理者印」という。）は、市長印とする。

4　文書等の修正

職務代理期間において、市長の職名及び氏名並びに市長印の印影が表示された文書等（以下「文書等」という。）をやむを得ず使用するときは、当該表示箇所を2本線で抹消するとともに、文書等の余白に職務代理者の職名及び氏名並びに職務代理者印の印影を表示するものとする。

5　文書等の読替措置

職務代理期間において、文書等を修正することが容易でないと認められるものについては、文書等中「浜田市長　三　浦　大　紀」を「浜田市長職務代理者　浜田市副市長　江　角　　学」と、市長印の印影を職務代理者印の印影と読み替えるものとする。